

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、 行事中止・延期に関する行事保険の対応について

1 中止の場合

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事を中止した場合には、送金手数料を差引いた金額をご返金します。

【手続き方法】

加入者証下段の払戻依頼の欄に必要事項を記載の上、東京都社会福祉協議会 (FAX : 03-3268-2148) へ FAX してください。

※中止が決まりましたら直ちにご連絡をお願いします。事後報告の場合は開催日より 1 週間以内にご連絡を頂いた行事につきましてはご返金します。

【参考】送金手数料（振込金額 3 万円未満）

振込先がみずほ銀行の場合：220 円

振込先がみずほ銀行以外の場合：550 円

2 延期の場合

延期日が確定しており、同一内容で再度開催をする場合は、加入者証の日付を訂正の上、東京福祉企画 (FAX : 03-3268-8832) に FAX してください（本年度と保険料に変更がないため、次年度への延期も可能です）。

※会場を変更する場合は、その旨もお知らせください。

※延期日が確定していない場合は、一旦中止として保険料を返金致しますので、上記 1 の中止手続きを行い、開催が決定した段階で改めてお申込みください。